

令和2年5月5日

広島県危機対策推進事業者連絡会構成機関 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長
広島県知事 湯崎 英彦

特別措置法第24条第9項等に基づく施設の使用制限及び催物の開催の停止等への
協力要請等の期間延長について（依頼）

令和2年5月4日、政府は、本県を含む全都道府県に対して発出している緊急事態宣言
を5月31日まで延長することとしました。

これを受けて、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づく、施
設の使用制限及び催物の開催の停止等への協力要請及び依頼を、5月31日まで延長しまし
た。

なお、施設の使用制限については、今後の疫学的状況や医療状況を考慮し、専門家によ
り行動制限の緩和が可能と判断された場合は、別紙に掲げるレベルに応じて施設の使用
制限の要請を緩和することとしています。

また、その後、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防
止に取り組むこととしております。

については、引き続きまん延防止にご協力をいただきますとともに、県下の事業者が一丸
となって新型コロナウイルス感染症対策の取組を行うために、貴団体の構成員の皆様にお
知らせくださるようお願いいたします。

担 当 広島県危機管理課
電 話 082-513-2786